

重加算税がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの重加算税又は過少（無）申告加算税の基礎となる税額は、この計算書の29欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名 殿

		A	B	C	D	E	F	G	H
				隠蔽仮装事由 部分の額	隠蔽仮装事由以外 の事実のみに基づ いて更正決定等が あったとした場合 の額 (B－C)	Cのうち電磁的記 録等に記録された 事項に係る部分の 額	Dの事実及びEの 事項のみに基づい て更正決定等があ ったとした場合の 額 (D＋E)	不正当事由部分 の額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった とした場合の額 (D－G)
所得 金 額	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2								
	3								
所得金額から差し 引かれる金額		4							
課税される 所得金額	5								
	6								
	7								
算出 税 額	5欄に対する税額	8							
	6欄に対する税額	9							
	7欄に対する税額	10							
	計	11							
所得税額から差し引かれる金額		12			円	円		円	
差引所得税額（11欄－12欄） （引ききれないときは0）		13							
災害減免額		14			円	円		円	
再差引所得税額（13欄－14欄） （引ききれないときは0）		15							
令和6年分特別税額控除		16			円	円		円	
再々差引所得税額 （基準所得税額） （15欄－16欄）		17							
復興特別所得税額 （17欄×2.1%）		18							
所得税及び復興特別所得税の額 （17欄＋18欄）		19							
外国税額控除等		20			円	円		円	
源泉徴収税額		21							
申告納税額 （19欄－20欄－21欄）		22							
予定納税額		23			円	円		円	
確定 納税額	納付すべき税額	24							
	還付金相当額	25							
損失の 繰戻し	還付金相当額 （所得税額）	26							
	減少する所得税額 に係る還付加算金	27							
増差税額（B、D、F、Hは Aとの増差税額）		28			(B－D) 円	(F－D) 円		(D－H) 円	
加算税の基礎となる税額		29			重加算税分 1万円未満の 端数切捨て	Cのうち電磁的記 録に係る加重措置 による重加算税分 1万円未満の 端数切捨て		過少（無） 申告加算税分 1万円未満の 端数切捨て	

付表の八